

止し、健康な人は、要介護状態になることを予防する取組みを進めることができるよう支援をしていく必要があります。また、長年培った知識や経験など自身の持てる力を最大限活かし、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりに資することができるよう施策の展開を図ります。

ともに生きともに支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活をともに楽しむ地域を作り上げていくという地域福祉の考え方を踏まえ、地域住民をはじめとしたボランティアやNPO等の多様な主体の参画を促しつつ、地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、地域の実情に応じたきめ細かい対応を進めるとともに、個々人の意欲や能力に応じた力を発揮し、役割を持って活躍いただくなど、高齢者はサービスの受け手であるだけでなく、地域福祉の担い手でもあるという高齢者自身の自立意識の醸成にも努めます。

認知症の人やひとり暮らし高齢者等については、地域において安心して暮らし、社会で孤立することのないよう、地域住民による見守りによる早期発見や支え合いの取組みを推進します。また、個人情報保護に配慮しながら、高齢者の情報把握や安否確認、避難支援などの仕組みづくりに努めることによって、災害時においても安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

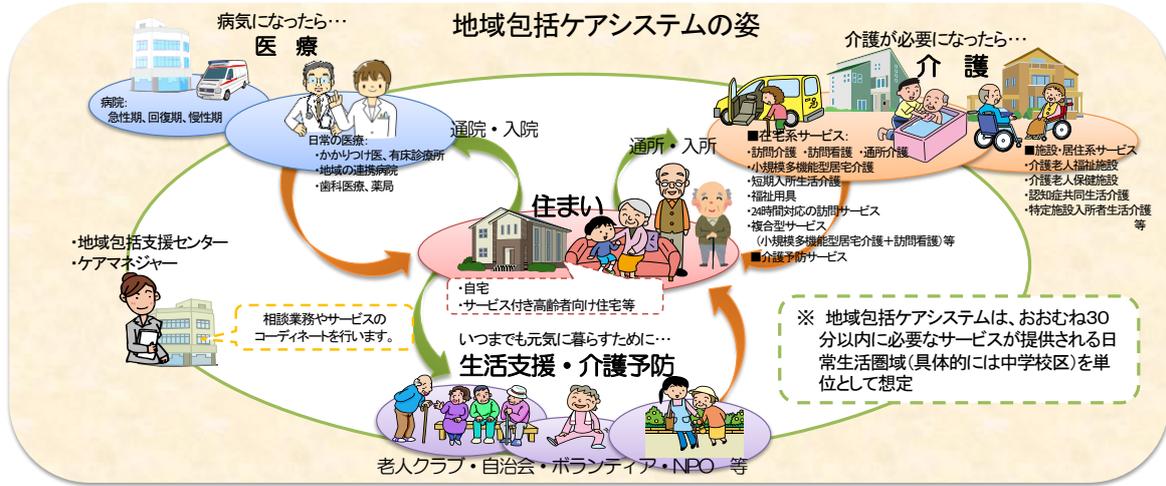
また、大阪市の65歳以上高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合が全都道府県・政令指定都市の中で最も高いという状況を踏まえ、「ひとり暮らし高齢者への支援」についても取組みを進めていきます。

さらに、近年では、高齢者虐待、高齢者に対する詐欺事件等、高齢者をめぐる様々な問題が生じていますが、これらは高齢者に対する重大な権利侵害です。大阪市の「人権尊重の社会づくり条例」前文に掲げる市民「一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会」の実現をめざし、高齢者の権利擁護や虐待の防止・解決等に向けた施策の推進を図ります。

これらの高齢者施策を着実に推進していくため、施策全体の方向性と個々の事業とのつながりを明らかにして、施策展開の中で必要性や効果の低くなった事業は整理していくとともに、新たに生じている課題に対して重点的に取り組んでいきます。また、事業の実施にあたっては、社会・経済状況を踏まえ、負担のあり方も含め、施策の目的がより効果的・効率的に達成できるよう取り組みます。

なお、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るとされており、地域づくりと一体的に地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要があります。

図表 6-1-1 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

## (2) 高齢者施策推進の基本方針

本計画では、これらの考え方をもとに、次の四点を基本方針とします。

### 1. 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

### 2. 個々人の意思を尊重した生活の実現

個々人の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて、できる限り住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

### 3. 安全で快適な生活環境の実現

安全で快適な生活環境を実現するため、高齢者が社会の一員として住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

### 4. 利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

## 2 第8期計画における取組み方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年、更にはその先の2040年を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取組みを一層強化するとともに、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

また、高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取り組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と2040年の備えとして、以下の取組が示されており、大阪市内においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

### (1) 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

#### ・通いの場の拡充等による介護予防の推進

介護予防の推進にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活環境の調整など高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチや、高齢者の自立支援に資する取組みを推進することで、要介護状態等になっても高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要です。

そのため、高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービス等につなげることができるよう、介護予防に資する「通いの場」の充実を図る必要があります。

#### ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進

地域の実情に応じたよりきめ細かい対応を行うとともに、地域のつながり機能を強化していくため、総合事業をより効果的に推進していく必要があります。

#### ・認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の総合的推進

認知症は、だれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め多くの人にとって身近なものとなっています。

本市の認知症施策については、これまで国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき取り組んできました。

第8期計画では、令和元年6月に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を進めていく必要があります。

## (2) 地域包括ケアシステムの推進

### ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、訪問介護等の在宅サービスなどの介護サービス基盤について、認知症など利用者の状態に応じてそれぞれの役割や機能を果たしながら、また、関係サービスとの連携を強化しながら取組んでいく必要があります。

### ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備

介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するため「ケアプランの点検」の強化を行うとともに、介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質の向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」などにより介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める必要があります。

### ・医療介護連携の推進

切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制を構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持ち高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。

また、地域の実情に応じた取組みが可能となるよう、PDCAサイクルに沿った事業実施をさらに進めていく必要があります。

## (3) 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。

そのためには、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善のための取組みを進めていく必要があります。

また、元気高齢者の参入による業務改善など介護現場革新の取組を推進していく必要があります。

## (4) 保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化

地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組みである「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

「地域マネジメント」によって、「実態把握・課題分析⇒計画作成⇒取組みの推進⇒実績評価」のPDCAサイクルを繰り返し行うことが、保険者機能の強化に資する取組みとして求められています。

平成29年の法改正により、地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化され、客観的な指標を用いて、取組みを評価し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進する保険者機能推進交付金が創設されました。

さらに、令和2年度には、介護予防及び重度化防止に関する取組みについて更なる推進を図るため、介護予防・健康づくり等に資する取組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これら交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な各種取組みの一層の強化を図っていくことが重要です。

#### **(5) 地域ケア会議の課題の検討**

地域包括ケアシステムの推進を図っていくためには、個別課題の解決を図る地域ケア会議に加えて、個別ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるための取組みが必要となります。

また、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することも重要です。

#### **(6) 災害・感染症発生時の体制整備**

自然災害などの災害対策について、介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等、日ごろからの備えや、発生時における支援が重要となっています。

また、令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で感染が発生した際の代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築を行うとともに、感染症に対する研修の充実等が必要です。

なお、計画に記載の各種取組みにあたっては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症予防として、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続をしつつ、高齢者に関

わる必要なサービスや各種事業が持続的に安心かつ安全に実施できるよう、関係機関と連携し取り組んでまいります。

## 大阪市の高齢者施策の体系

本計画においては、大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの推進に向けた次の5つの重点的課題に向けた取組みを推進します。

### 【基本方針】

健康でいきいきとした  
豊かな生活の実現

個々人の意思を  
尊重した生活の実現

安全で快適な  
生活環境の実現

利用者本位の  
サービス提供の実現

### 【重点的な課題と取組み】

高齢者の地域包括ケアの  
推進体制の充実

認知症施策の推進

介護予防・健康づくりの  
充実・推進

地域包括ケアの推進に向けた  
サービスの充実

高齢者の多様な住まい方の支援

図表6-2-1 重点的な課題に向けた取組みの体系

重点的な課題と取組み	個別の施策
高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・ 地域包括支援センターの運営の充実 (地域ケア会議の推進)</li> <li>・ 地域における見守り施策の推進 (孤立化防止を含めた取組み)</li> <li>・ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実</li> <li>・ ひとり暮らし高齢者への支援(再掲)</li> <li>・ 権利擁護施策の推進</li> </ul>
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発・本人発信支援</li> <li>・ 予防</li> <li>・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</li> <li>・ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</li> </ul>
介護予防・健康づくりの充実・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)</li> <li>・ 健康づくりの推進</li> <li>・ 保健事業と介護予防の一体実施</li> <li>・ 高齢者の社会参加と生きがいづくり</li> <li>・ ボランティア・NPO等の市民活動の支援</li> </ul>
地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防・生活支援サービス事業の充実</li> <li>・ 生活支援体制の基盤整備の推進</li> <li>・ 介護給付費等対象サービスの充実</li> <li>・ 介護保険サービスの質の向上と確保</li> <li>・ 在宅支援のための福祉サービスの充実</li> <li>・ 介護人材の確保及び資質の向上</li> </ul>
高齢者の多様な住まい方の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な住まい方の支援</li> <li>・ 高齢者の居住の安定に向けた支援</li> <li>・ 施設・居住系サービスの推進</li> <li>・ 住まいに対する指導體制の確保</li> </ul>

また、高齢者施策を総合的に推進するため、「重点的な課題と取組み」を含め、高齢者に関わる保健福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る各施策について、具体的な施策を推進します。

### 3 日常生活圏域の設定

#### (1) 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。(介護保険法第117条第2項第1号)

この日常生活圏域は地域包括ケアシステムの基礎となる区域であり、国においては概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲としています。また、地域包括支援センターの設置区域との整合性にも配慮するものとされています。

#### (2) 大阪市における日常生活圏域の設定

政令指定都市である大阪市の場合においては、各種サービスにおける提供の基本となる単位は行政区であることを踏まえ、第3期から第6期介護保険事業計画まで日常生活圏域を行政区単位(24圏域)としてきました。

しかしながら、介護保険事業における日常生活圏域として捉えた場合、今後、地域包括ケアシステムの推進にあたって、高齢者のニーズに基づく地域の課題を解決するには行政区単位では広範であることから、第7期介護保険事業計画において日常生活圏域をよりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口(概ね1万人に1か所)や地域性を考慮した担当圏域として設置される地域包括支援センター(66か所)が担当する圏域とする見直しを行いました。

今後、地域包括ケアシステムの推進を円滑に進めていくためには、地域の実情に応じた取組みを進めていくことが必要不可欠であり、その中で、地域包括支援センターは地域包括ケアの中核的な役割を担うことが求められています。

それぞれの地域包括支援センターが担当する圏域(66圏域)を日常生活圏域とし、高齢者の身近な課題に対して取組みを進めていくこととし、在宅医療・介護連携の推進や認知症の人への支援等の行政区単位の事業については、地域包括支援センターとのより一層の連携を図りながら、高齢者施策を推進していきます。

図 6-3-1 大阪市における日常生活圏域



区分	番号	圏域名
北区	①	北区
	②	北区大淀
都島区	①	都島区
	②	都島区北部
福島区	①	福島区
此花区	①	此花区
	②	此花区南西部
中央区	①	中央区
	②	中央区北部
西区	①	西区
港区	①	港区
	②	港区南部
大正区	①	大正区
	②	大正区北部
天王寺区	①	天王寺区
浪速区	①	浪速区
西淀川区	①	西淀川区
	②	西淀川区南西部
淀川区	①	淀川区
	②	淀川区東部
	③	淀川区西部
	④	淀川区南部

区分	番号	圏域名
東淀川区	①	東淀川区
	②	東淀川区北部
	③	東淀川区南西部
	④	東淀川区中部
東成区	①	東成区南部
	②	東成区北部
生野区	①	生野区
	②	東生野
	③	鶴橋
	④	巽
旭区	①	旭区
	②	旭区西部
	③	旭区東部
城東区	①	城東区
	②	城東・放出
	③	城陽
	④	董・鯉江
鶴見区	①	鶴見区
	②	鶴見区西部
	③	鶴見区南部
阿倍野区	①	阿倍野区
	②	阿倍野区北部

区分	番号	圏域名
阿倍野区	③	阿倍野区中部
住之江区	①	住之江区
	②	さきしま
	③	安立・敷津浦
住吉区	④	加賀屋・粉浜
	①	住吉区
	②	住吉区北
	③	住吉区東
東住吉区	④	住吉区西
	①	東住吉区
	②	矢田
	③	中野
平野区	④	東住吉北
	①	平野区
	②	加美
	③	長吉
西成区	④	瓜破
	⑤	喜連
	①	西成区
	②	玉出
西成区	③	西成区北西部
	④	西成区東部

図6-3-3 日常生活圏域の人口等の推計

区	圏域	推計人口(大阪市都市計画局:2017(H29).10.1) 単位:人											
		総人口	0~14歳		15~64歳		65歳以上		65~74歳		75歳以上		
				割合		割合		割合		割合		割合	
北区	①	129,575	11,647	9.0%	93,169	71.9%	24,759	19.1%	13,086	10.1%	11,673	9.0%	
	②	62,155	5,612	9.0%	44,672	71.9%	11,871	19.1%	6,222	10.0%	5,652	9.1%	
都島区	①	106,504	11,949	11.2%	68,501	64.3%	26,054	24.5%	13,521	12.7%	12,533	11.8%	
	②	46,636	3,909	8.4%	30,954	66.4%	11,773	25.2%	5,798	12.4%	6,000	12.9%	
福島区		74,412	8,786	11.8%	50,616	68.0%	15,010	20.2%	7,671	10.3%	7,339	9.9%	
此花区	①	66,381	7,794	11.7%	40,629	61.2%	17,958	27.1%	9,079	13.7%	8,879	13.4%	
	②	29,998	3,011	10.0%	18,715	62.4%	8,272	27.6%	4,264	14.2%	4,000	13.3%	
中央区	①	36,383	4,783	13.1%	21,914	60.2%	9,686	26.6%	4,815	13.2%	4,879	13.4%	
	②	96,457	8,652	9.0%	71,851	74.5%	15,954	16.5%	8,402	8.7%	7,552	7.8%	
西区	①	51,526	3,662	7.1%	39,167	76.0%	8,697	16.9%	4,528	8.8%	4,172	8.1%	
	②	44,931	4,990	11.1%	32,684	72.7%	7,257	16.2%	3,874	8.6%	3,380	7.5%	
港区	①	97,966	11,255	11.5%	71,091	72.6%	15,620	15.9%	8,240	8.6%	7,200	7.3%	
	②	81,050	8,571	10.6%	49,851	61.5%	22,628	27.9%	10,993	13.6%	11,635	14.4%	
大正区	①	48,578	5,819	12.0%	29,409	60.5%	13,349	27.5%	6,586	13.6%	6,749	13.9%	
	②	32,472	2,752	8.5%	20,442	63.0%	9,279	28.6%	4,407	13.6%	4,886	15.0%	
天王寺区	①	64,357	6,972	10.8%	37,357	58.0%	20,028	31.1%	10,146	15.8%	9,882	15.4%	
	②	26,809	2,675	10.0%	15,711	58.6%	8,423	31.4%	4,160	15.5%	4,276	15.9%	
浪速区	①	37,548	4,297	11.4%	21,646	57.6%	11,605	30.9%	5,986	15.9%	5,606	14.9%	
	②	78,429	10,167	13.0%	52,469	66.9%	15,793	20.1%	7,920	10.1%	7,873	10.0%	
西淀川区	①	72,609	4,887	6.7%	53,850	74.2%	13,872	19.1%	7,364	10.1%	6,508	9.0%	
	②	95,538	11,763	12.3%	59,600	62.4%	24,175	25.3%	12,398	13.0%	11,777	12.3%	
淀川区	①	52,491	6,565	12.5%	32,674	62.2%	13,253	25.2%	7,148	13.6%	6,068	11.6%	
	②	43,047	5,198	12.1%	26,926	62.6%	10,922	25.4%	5,250	12.2%	5,709	13.3%	
東淀川区	①	179,253	18,021	10.1%	119,351	66.6%	41,881	23.4%	21,923	12.2%	19,958	11.1%	
	②	56,038	6,246	11.1%	36,858	65.8%	12,934	23.1%	6,737	12.0%	6,201	11.1%	
東成区	①	48,916	4,619	9.4%	32,791	67.0%	11,506	23.5%	6,295	12.9%	5,179	10.6%	
	②	26,258	2,799	10.7%	17,366	66.1%	6,094	23.2%	3,072	11.7%	3,036	11.6%	
生野区	①	48,041	4,357	9.1%	32,337	67.3%	11,347	23.6%	5,820	12.1%	5,542	11.5%	
	②	175,877	17,551	10.0%	114,882	65.3%	43,444	24.7%	21,841	12.4%	21,603	12.3%	
旭区	①	46,318	6,433	13.9%	28,941	62.5%	10,944	23.6%	5,758	12.4%	5,149	11.1%	
	②	51,164	5,176	10.1%	33,369	65.2%	12,619	24.7%	6,292	12.3%	6,334	12.4%	
城東区	①	44,760	4,441	9.9%	29,827	66.7%	12,506	28.0%	5,586	12.5%	6,048	13.5%	
	②	33,635	3,441	10.2%	21,827	64.9%	9,506	28.3%	4,586	13.6%	4,072	12.1%	
鶴見区	①	81,971	8,191	10.0%	53,850	65.7%	18,506	22.6%	9,586	11.7%	10,857	13.2%	
	②	40,102	4,899	12.2%	26,827	67.1%	10,506	26.2%	5,586	13.9%	5,444	13.6%	
阿倍野区	①	41,869	5,111	12.2%	27,827	66.5%	11,841	28.3%	5,718	13.7%	5,413	12.9%	
	②	129,837	12,983	10.0%	86,827	66.9%	29,827	23.0%	14,818	11.4%	22,139	17.1%	
住之江区	①	36,373	3,637	9.9%	23,827	65.8%	9,279	25.5%	4,407	12.0%	4,141	11.4%	
	②	26,315	2,631	10.0%	17,366	65.9%	6,094	22.8%	3,072	11.7%	3,036	11.6%	
東住吉区	①	25,165	2,516	10.0%	16,366	65.1%	5,820	22.7%	2,820	11.2%	2,820	11.2%	
	②	41,983	4,198	10.0%	27,827	66.4%	10,506	25.1%	5,586	13.3%	5,620	12.7%	
平野区	①	91,013	9,381	10.3%	54,320	59.7%	27,312	30.0%	12,959	14.2%	14,353	15.8%	
	②	29,484	2,805	9.5%	17,753	60.2%	8,926	30.3%	4,270	14.5%	4,653	15.8%	
西成区	①	21,574	2,013	9.3%	13,016	60.3%	6,545	30.3%	2,971	13.8%	3,588	16.6%	
	②	39,955	4,563	11.4%	23,551	58.9%	11,841	29.6%	5,718	14.3%	6,112	15.3%	
東淀川区	①	166,287	20,387	12.3%	103,220	62.1%	42,680	25.7%	21,362	12.8%	21,318	12.8%	
	②	44,761	5,968	13.3%	27,444	61.3%	11,348	25.4%	5,775	12.9%	5,561	12.4%	
鶴見区	①	40,895	5,384	13.2%	25,123	61.4%	10,388	25.4%	5,272	12.9%	5,107	12.5%	
	②	37,362	3,269	8.7%	24,120	64.6%	9,973	26.7%	4,805	12.9%	5,191	13.9%	
阿倍野区	①	43,269	5,766	13.3%	26,532	61.3%	10,971	25.4%	5,510	12.7%	5,459	12.6%	
	②	111,544	16,901	15.2%	69,529	62.3%	25,114	22.5%	12,238	11.0%	12,876	11.5%	
住吉区	①	39,598	5,611	14.2%	24,968	63.1%	9,019	22.8%	4,218	10.7%	4,828	12.2%	
	②	41,907	7,432	17.7%	25,326	60.4%	9,148	21.8%	4,554	10.9%	4,579	10.9%	
東淀川区	①	30,039	3,857	12.8%	19,234	64.0%	6,947	23.1%	3,465	11.5%	3,470	11.6%	
	②	108,728	13,643	12.5%	67,039	61.7%	28,046	25.8%	13,310	12.2%	14,736	13.6%	
住之江区	①	43,273	5,465	12.6%	26,657	61.6%	11,152	25.8%	5,176	12.0%	5,986	13.8%	
	②	37,854	5,267	13.9%	22,975	60.7%	9,612	25.4%	4,644	12.3%	4,962	13.1%	
東淀川区	①	27,601	2,912	10.5%	17,407	63.1%	7,282	26.4%	3,491	12.6%	3,789	13.7%	
	②	121,688	13,055	10.7%	72,100	59.2%	36,533	30.0%	19,213	15.8%	17,320	14.2%	
東淀川区	①	39,223	4,882	12.4%	22,792	58.1%	11,549	29.4%	6,181	15.8%	5,356	13.7%	
	②	25,474	2,590	10.2%	15,189	59.6%	7,696	30.2%	4,439	17.4%	3,214	12.6%	
東淀川区	①	23,840	2,414	10.1%	14,221	59.7%	7,206	30.2%	3,445	14.5%	3,797	15.9%	
	②	33,150	3,169	9.6%	19,899	60.0%	10,083	30.4%	5,147	15.5%	4,952	14.9%	
東淀川区	①	153,388	18,009	11.7%	92,759	60.5%	42,620	27.8%	19,980	13.0%	22,640	14.8%	
	②	39,935	4,765	11.9%	24,098	60.3%	11,072	27.7%	5,315	13.3%	5,743	14.4%	
東淀川区	①	36,996	3,644	9.8%	22,852	61.8%	10,500	28.4%	4,686	12.7%	5,840	15.8%	
	②	36,148	4,728	13.1%	21,528	59.6%	9,892	27.4%	4,994	13.8%	4,859	13.4%	
東淀川区	①	40,310	4,872	12.1%	24,281	60.2%	11,156	27.7%	4,986	12.4%	6,197	15.4%	
	②	126,225	14,204	11.3%	74,841	59.3%	37,180	29.5%	17,379	13.8%	19,801	15.7%	
東淀川区	①	42,038	5,394	12.8%	24,482	58.2%	12,162	28.9%	5,597	13.3%	6,576	15.6%	
	②	28,222	2,191	7.8%	17,391	61.6%	8,640	30.6%	3,969	14.1%	4,679	16.6%	
東淀川区	①	30,572	3,332	10.9%	18,199	59.5%	9,041	29.6%	4,247	13.9%	4,791	15.7%	
	②	25,393	3,287	12.9%	14,769	58.2%	7,337	28.9%	3,566	14.0%	3,755	14.8%	
東淀川区	①	194,818	22,951	11.8%	116,467	59.8%	55,400	28.4%	25,996	13.3%	29,404	15.1%	
	②	41,270	5,636	13.7%	24,148	58.5%	11,486	27.8%	5,571	13.5%	5,880	14.2%	
東淀川区	①	38,403	4,717	12.3%	22,828	59.4%	10,858	28.3%	5,636	14.7%	5,116	13.3%	
	②	47,616	5,416	11.4%	28,597	60.1%	13,603	28.6%	5,991	12.6%	7,689	16.1%	
東淀川区	①	32,476	3,443	10.6%	19,675	60.6%	9,359	28.8%	4,338	13.4%	5,032	15.5%	
	②	35,053	3,740	10.7%	21,220	60.5%	10,094	28.8%	4,460	12.7%	5,688	16.2%	
東淀川区	①	110,594	7,532	6.8%	59,036	53.4%	44,026	39.8%	22,816	20.6%	21,210	19.2%	
	②	24,558	1,974	8.0%	12,936	52.7%	9,647	39.3%	4,838	19.7%	4,832	19.7%	
東淀川区	①	25,239	2,876	11.4%	12,810	50.8%	9,553	37.8%	4,793	19.0%	4,782	18.9%	
	②	19,098	1,425	7.5%	10,124	53.0%	7,550	39.5%	3,783	19.8%	3,784	19.8%	
東淀川区	①	41,698	1,257	3.0%	23,166	55.6%	17,276	41.4%	9,402	22.5%	7,811	18.7%	

後日更新

※年齢別人口及び世帯数については、2015(H27).10.1の国勢調査をもとに按分等したのになります。  
 ※年齢不詳人口は、各年齢別の人口に応じて按分して計上しています。